

第 25 期 第 3 回

別海町農業委員会総会議事録

令和5年8月31日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 3 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 5 年 8 月 3 1 日)

○開催日時 令和 5 年 8 月 3 1 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 2 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正（案）について |

○出席委員（27名）

会長 長 27番 信 夫 重 勝
 会長代理 26番 加 藤 真 純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々木			實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	15番	藤	田	浩	義
16番	石	田	昌	樹	17番	及	川	哲	夫
18番	小	島		敏	19番	斉	藤	春	雄
20番	岸	本	正	明	21番	伊	藤	一	吉
22番	豊	島	千	秋	23番	目	黒	英	夫
23番	目	黒	英	夫	25番	大	内		光

○欠席委員（2名）

14番 市 川 義 晴 24番 岡 崎 知 暢

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川 畑 智 明
総務担当	主幹	大 山 晋 作
農地調整担当	主査	志 渡 正 勝
農地調整担当	主任	川 原 浩 貴
農地調整担当	主事	齊 藤 一 真
農地調整担当	主事	加 藤 智 也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

3番 芳 賀 均 4番 阿 部 浩

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席 3 番 芳 賀 均 ⑩

議席 4 番 阿 部 浩 ⑩

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 5 件、議案 8 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 3 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。
なお、欠席委員につきましては 14 番市川委員、24 番岡崎委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。3 番芳賀委員、4 番阿部委員。以上 2 名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 12 件ございます。1 号から 4 号までにつきましては、農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、さらに将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いましたが、双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取り扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議いただく予定です。5 号から 12 号につきましては、本年 7 月総会で報告をさせていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだ

ところ、この度、協議が整う運びとなったものです。今後の取り扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
一 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の
、。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、不成立。

次号から第12号までのあっせん候補者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、 一 外 筆、計 m²。
農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、羽石委員外4名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、 一 外 筆、計 m²。
農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、 一 外 筆、計 m²。
農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、同上。
あっせん結果、不成立。

第5号、あっせん対象地、 一 外 筆、計
m²。農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第6号、あっせん対象地、 一 外 筆、計
m²。農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第7号、あっせん対象地、 一 外 筆、計 m²。
農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第8号、あっせん対象地、 一 外 筆、計 m²。
農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第9号、あっせん対象地、 一 外 筆、計 m²。
農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

第10号、あっせん対象地、 一 外 筆、計 m²。
農地の所有者、 番地の 、。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第11号、あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]
[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]
[]円。

第12号、あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]
m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、
同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号から4号につきましては不
成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。5号から12号ま
での成立案件につきましては、調整に当たられた委員の説明を求めます。5号
及び6号につきましては15番藤田委員、7号及び8号につきましては3番
芳賀委員、9号につきましては13番畠山委員、10号につきましては11
番竹花委員、11号及び12号につきましては1番羽石委員。

それでは、5号及び6号につきましては15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。[]さんの離農に伴い、お父さんである[]
さんと[]さん名義の農地を北海道農業公社の保有合理化事業で売却
の運びとなります。なお、地域の隣接者に調整が付いておりますので、よろ
しくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、7号及び8号につきましては3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、7号及び8号につきましては、[]さんの離農に伴う売買となりま
す。親子でそれぞれ北海道農業公社に買上げてもらうものですが、地域4件
との調整が済んでいます。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号につきましては13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、同じく[]さんの離農によって北海道農業公社が買い上げたものです。
近隣の農家4件が買取の予定ですのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、10号につきましては11番竹花委員お願いいたします。

○11番 竹花委員

はい、御説明いたします。本件については、離農された[]氏の農地
であり、7月総会での北海道農業公社買入れ不成立案件で、今月北海道農業
公社への買入れが成立したものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、11号及び12号につきましては1番羽石委員お願いいたしま

す。

○1 番 羽石委員

はい、御説明いたします。11号、12号の[]さん、[]さんは夫婦でして、[]さんの離農に伴う北海道農業公社の買い上げの案件です。周辺農家との調整も付いていますのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。

それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は9件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]㎡。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。農地の所有者、

同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、
円。

第3号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
ー外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与。

第4号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
ー外筆、計 m^2 。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与。

第5号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
ー、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、
芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、
円。

第6号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
ー外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。
あっせん価格、売買で、円。

第7号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
ー、計 m^2 。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、円。

第8号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
ー、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、
羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、
円。

第9号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
ー、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、
同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、
円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号から4号につきましては15番藤田委員、5号につきましては3番芳賀委員、6号及び7号につきましては13番畠山委員、8号及び9号につきましては1番羽石委員。

それでは1号から4号につきまして15番藤田委員お願いします。

○ 1 5 番 藤田委員

はい、御説明します。先ほどの報告 1 号で北海道農業公社が買入れできなかった農地です。■さんの案件については号線部分で贈与、■さんの案件は国道 2 4 3 号線を跨いで松林になっていますので北海道農業公社を通さない売買となります。■さんと■■■■の案件については、川の淵であり贈与となっていますのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5 号につきまして 3 番芳賀委員お願いします。

○ 3 番 芳賀委員

はい、報告第 1 号で北海道農業公社の買い上げ対象外となった部分について、隣の■さんに売買する一般あっせんです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6 号及び 7 号を 1 3 番畠山委員お願いします。

○ 1 3 番 畠山委員

はい、報告第 1 号にあった■さんのあっせんについて、北海道農業公社の農地売買等事業に乗ることができなかった土地についての売買です。■さんと■■■■さんです、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8 号及び 9 号につきまして 1 番羽石委員お願いします。

○ 1 番 羽石委員

はい、御説明いたします。8 号 9 号ともに北海道農業公社の買い上げにならなかった畑について、■■■■さん名義の土地を■■■■へ、■■■■さん名義の土地を■■■■へ一般あっせんするものです、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第 2 号の委員説明が終わりました。ここで、報告第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 2 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 2 号を原案のとおり承認することに決定します。

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第3号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年6月16日開催の第37回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります7月18日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決報告ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は1件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]の[]、[]。解約する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年12月23日から令和23年12月22日まで。合意解約成立の日、令和5年8月8日。土地の引渡しの時期、令和5年8月9日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 7 議案第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 7 議案第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第 2 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第 3 条第 1 項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同条第 2 項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は 4 件ございます。先の報告第 1 号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第 1 号から第 4 号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第 1 号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和 5 年 8 月 17 日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第8 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から30年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、 番地 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、経営規模拡大のため

使用貸借を受けるものである。貸借期間、許可日から5年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年9月27日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年9月27日から40年間。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきましては3番芳賀委員、3号及び4号につきましては17番及川委員。

ここで、2号については[]に関する案件ですので、[]番[]委員、[]番[]委員、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番[]委員 []番[]委員 []番[]委員 一時退席）

それでは、2号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、[]名義の土地ではありますが、1町2反ほどです。かなり昔から[]さんが開墾から手を付けて、そのまま使用していたそうです。今回[]名義であるということがわかりましたが、今更精算をするには手間がかかるということで使用貸借で行いたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

25番大内委員。

○25番 大内委員

補足で少し。この土地はもともと[]の土地で[]に払い下げをしたのですが、けれども、その後、個人菜園のような形で地元の方々に貸していたみたいです。それが無くなって何年間か土地が荒れ放題になり、このままでは良くないということで大分前に[]さんに管理をお願いして、それから今までは契約無しで管理していただいていたということです。

○議長（信夫会長）

ただいま大内委員から補足の説明がありましたが、この件につきましてそのほか何か御質問ございませんか。

21番伊藤委員。

○21番 伊藤委員

この案件は結局[]からの申し出ということで良かったのでしょうか。

○25番 大内委員

[]が[]さんをお願いして管理してもらっていて、これは契約も何も無いから問題があるのではないかということで、きちんと契約をした方がよいということで[]の方から農業委員会に上がってきているはずですよ。

○21番 伊藤委員

わかりました。

○議長（信夫会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の2号を原案のとおり許可することに決定します。ここで[]番[]委員、[]番[]委員、[]番[]委員に対する議事参与制限を解除します。

（[]番[]委員 []番[]委員 []番[]委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、1号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。親子間での使用貸借の申請です。議案第1号で解約のあった案件で、今まで賃貸借で契約していたものを使用貸借に変更したということで改めて申請が上がってきたものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号及び4号につきまして17番及川委員お願いいたします。

○17番 及川委員

はい、同じように息子さんに継続して借りてもらう案件です。[]さんも[]さんもどちらも親子間での使用貸借です、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の1号、3号及び4号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の1号、3号及び4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第3号の1号、3号及び4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第4号

○議長(信夫会長)

日程第9 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、面積、計 m²。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、5, 9 1 3 m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第4条第1項第1号。土地利用計画、農用地。転用者、 番地の 、 。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは1号につきまして、3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、 さんがコーンの採草地として使っている畑の二面が土手になっていまして、土砂の流入等がある、また、砂が出そうだということで、この部分を整地して畑にしたいとのことでの砂の採取の申請です。よろしくお願

いたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、 — 外筆、計 m²。契約内容、使用貸借。目的、砂、土採取。計画内容、砂、土採取量、計 m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、 番地の 、 。転用者氏名、 番地 、 。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは、1号につきまして23番目黒委員お願いいたします。

○23番 目黒委員

御説明いたします。ここは何年も継続して砂を採取している場所です、

引き続き採るということで問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定し、北海道農業会議への意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者への許可書を交付することといたします。

（10時55分から11時10分まで休憩）

◎日程第11 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第6号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第6号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は所有権の移転のみで18件となっております。

第1号から第8号までは報告第1号と内容が重複いたしますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年9月1日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年10月13日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第8号までの利用目的、所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転の内容、対価、 円。

第 3 号、所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 4 号、所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 5 号、所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 6 号、所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 7 号、所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 8 号、所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 9 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、

[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted] 外 [redacted] 筆、計 [redacted]

[redacted] m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び農業用施設用地として利用。所有権の移転時期、同上。対価、[redacted] 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和 5 年 1 1 月 3 0 日。引渡しの日、同上。所有権の設定をする土地の所有権の移転する者以外の権原者等、[redacted]

[redacted] 番地 [redacted]、[redacted]。権原の種類、地役権。

第 1 0 号から第 1 8 号までは報告第 2 号と内容が重複いたしますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 1 0 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、同上。引渡しの日、令和 5 年 9 月 1 日。当事者間の法律関係、贈与。

次号から第 1 8 号までの所有権の移転時期については同文ですので朗読を省略いたします。

第 1 1 号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[redacted] 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和 5 年 1 1 月 3 0 日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

第 1 2 号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。引渡しの日、令和 5 年 9 月 1 日。当事者間の法律関係、贈与。

第 1 3 号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。引渡しの日、同上。当事者間の法律関係、同上。

第 1 4 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、[redacted] 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和 5 年 1 1 月 3 0 日。引渡しの日、対価の支払日。当事者の法律関係、売買。

次号から第 1 8 号までの対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第 1 5 号、所有権の移転の内容。利用目的、牧草畑として利用。対価、[redacted] 円。

第 1 6 号、所有権の移転の内容。利用目的、採草放牧地として利用。対価、[redacted] 円。

第 17 号、所有権の移転の内容。利用目的、牧草畑として利用。対価、
円。

第 18 号、所有権の移転の内容。利用目的、同上。対価、
円。

以上で議案第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 6 号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の 1 号から 8 号につきましては報告第 1 号で説明済み、10 号につきましては北海道農業公社の買戻し案件、11 号から 18 号につきましては報告第 2 号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第 6 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 6 号を原案のとおり決定します。

◎日程第 12 議案第 7 号

○議長（信夫会長）

日程第 12 議案第 7 号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 7 号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 第 4 項の規定により証明する。

今月は 4 件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、所在、
— 外 筆、面積、計 m^2 。
利用状況、雑種地。所有者、
番地の、。

第 2 号、所在、
—、面積、計 m^2 。利用状況、
雑種地。所有者、
番地の、。

第 3 号、所在、
—、面積、計 m^2 。利用状況、
雑種地。所有者、
番地の、。

第 4 号、所在、
— 外 筆、面積、計 m^2 。利用状況、宅地。所有者、
番地の、。

以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては6番石毛委員、2号及び4号につきましては3番芳賀委員、3号につきましては1番羽石委員。

それでは1号につきまして6番石毛委員よろしく願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。先ほどの議案第2号の[]さんの土地で、この後北海道農業公社の買入れとなる予定ですが、その施設地まわりの草地として使えない部分の土地を雑種地として見てまいりましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び第4号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、まず2号を説明します。この土地は8町以上の大きな区画ではありますが、10メートルを超えるような立派な林地となっていて、地目変更をお願いしたいということになります。4号は役場の西側で消防署を超えてからの一角であって、すでに宅地になっています。この部分が農地の地目となっているということなので、地目変更をお願いしたいというものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。[]さんの畑は保有合理化事業で、全地買入れしてもらったわけですが、施設地まわりの草地として利用できない所を雑種地として見てまいりました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第 1 3 議案第 8 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 3 議案第 8 号「別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正（案）について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第 8 号、別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正（案）について。別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を次のとおり改正する。

本指針につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき平成 2 9 年 7 月 3 1 日に策定し、農業委員の任期である 3 年毎に検証、見直しを行うこととなっています。前回は、令和 2 年 7 月 3 1 日開催の第 2 回総会で本指針の改正について議決を受けており、この度、前回の委員改選から 3 年となることから、本指針の改正案についてお諮りするものであります。

第 1 基本的な考え方の項目では、令和 5 年 3 月 2 7 日に改正した指針と 1 点、「令和 5 年度までの目標達成に向けた計画とし、」を「長期的な目標として 1 0 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、」と改正しています。その他の部分は、基本的には改正していません。

第 2 具体的な目標と推進方法、1 遊休農地の発生防止、解消についての項目では、農地面積等の数値を変更しています。農地面積は、現状 6 3, 5 0 0 h a から 6 3, 3 0 0 h a に、遊休農地の面積を 6. 9 h a から 0 h a に変更、併せて遊休農地の割合を 0 %に変更しています。目標の考え方としましては、別海町の遊休農地の割合は現状で 0 %であり、今後、離農戸数の増加が懸念されることから、今後も発生の防止に努める、ということで考えております。

2 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。現状の農地面積を 6 3, 3 0 0 h a、集積面積を 6 5, 7 3 4 h a、集積率を 1 0 3. 8 %に変更しています。3 年後の目標は、農地面積は変わらず、集積面積を 6 5, 8 9 5 h a、集積率 1 0 4. 1 %。1 0 年後の目標については、農地面積は変わらず、集積面積を 6 6, 3 7 4 h a、集積率を 1 0 4. 9 %と設定しました。目標の考え方としましては、現在の農地利用集積率は 1 0 3. 8 %であり、北海道で示されている集積率 9 5 %は超えている状況であります。今後、認定農業者等担い手への更なる農地集積を図ることとして、3 年後及び 1 0 年後の目標値については、現状の増加率により設定しました。

3 新規参入の促進についてです。（1）新規参入の促進目標については、現状、令和 4 年度の新規参入者数は 0 人です。3 年後の目標としましては、延べ人数 9 人、取得面積は 5 4 0 h a、1 0 年度の目標を延べ人数 3 0 人、

取得面積は1, 800haと設定しています。目標の考え方としましては、過去5年間の新規就農者数の年平均は2.6戸であり、今後も同様に推移することを目指し、3年後及び10年後の年目標も2.6戸と同等の3戸としました。その他の変更はありません。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、指針の改正等に関するものですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

25番大内委員。

○25番 大内委員

ちょっと分からないんですけど、管内の農地面積よりも集積面積が多いというのは、他の町の分も集積されているということだからでしょうか。

○事務局（志渡主査）

集積面積につきましては、他町の分は含めていません。

○25番 大内委員

農地面積より集積面積が多いというのはどういうことなのかなと。

○事務局（川畑事務局長）

私の方から補足させていただきたいと思います。まず、管内の農地面積63,300haにつきましては、農林水産省の調査数値になります。そして、別海町の農地台帳上の面積が68,427haだったと思うんですけど、そのうち65,734haが集積された面積となります。ですので、農林水産省で調査した63,300haよりも上回っていますが、農地台帳上の面積よりも下回っている状況になります。

○25番 大内委員

そういうことであれば分かりました。

○議長（信夫会長）

そのほか、御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第8号を原案のとおり改正することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第3回総会を閉会します。